

山口市教育委員会後援及び共催に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外の団体が主催する学校教育、文化、学術、芸術、スポーツ、社会教育、生涯学習、地域振興、その他教育行政の推進、普及、啓蒙等に寄与すると認められる事業について、教育委員会が後援及び共催を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援及び共催の区分)

第2条 教育委員会が行う後援及び共催は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 教育委員会が当該事業を奨励することができるもの
- (2) 共催 教育委員会が当該事業を奨励することができ、かつ、主催者の一員として当該事業の企画又は実施に参画することが適当と認められるもの

(承諾の基準)

第3条 前条の後援及び共催は、次の各号のすべてに該当するものに限り承諾する。

- (1) 教育の振興並びに教育行政を推進する上で有益であると認められるものであること。
 - (2) 目的が明確であること。
 - (3) 開催の日程が明確であること。
 - (4) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として山口市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業、又は本市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
 - (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - (6) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、営利を目的としないこと。
- 2 当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援及び共催の承諾は行わないものとする。
- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (3) 特定の宗教もしくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
 - (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 実施計画等が完全でなく、実施の確実性が疑わしいもの
 - (6) その他後援及び共催を行うことが不相当と認められるもの

(後援及び共催の実施)

第4条 教育委員会の後援及び共催は、原則として当該事業について名義使用に限り、物的及び財政的援助は行わないものとする。

(申請手続)

第5条 教育委員会の後援又は共催の承諾を受けようとする者は、事業実施日の20日前までに後援又は共催名義使用承諾申請書(様式第1号)により申請しなければならない。また、後援又は共催名義使用承諾申請書には、必要に応じ書類を添付させるものとする。

(審査及び承諾の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承諾の可否を決定の上、受理した日から10日以内に当該決定を通知書(様式第2号又は様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承諾の条件)

第7条 承諾に際しては、必要に応じ次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申込当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、速やかにその結果について事業実績報告書(様式第4号)を提出すること。
- (3) その他教育委員会が特に必要とする条件。

(承諾の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当し、後援又は共催の承諾を取り消した場合、その旨を承諾通知した者に通知(様式第5号)するものとする。

- (1) 第5条の申請内容に虚偽の事項があったとき。
- (2) 承諾の決定後に第3条第2項の規定に該当することが明らかになったとき。
- (3) 第6条の通知に附帯条件がある場合、この条件に従わなかったとき。
- (4) その他承諾を取り消すことが適当と判断される時。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に受理している後援及び共催の申込みの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(合併に伴う経過措置)

- 2 この要綱の施行前に阿東町教育委員会後援及び共催に係る事務取扱要綱の規定によりされた承諾等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は承諾等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、この要綱の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

後援又は共催名義使用承諾申請書

年 月 日

(宛先) 山口市教育委員会教育長

申請者【主催者が複数の場合は、代表が申請してください。】

主催者	住所又は所在地	
	団体名	
	代表者肩書	
	代表者氏名	
担当者	郵便番号	
	住所又は所在地	
	氏名	
	電話番号	

※【担当者欄は、申請に関係する連絡先としてください。】

下記の事業について、名義の使用を承諾されますよう申請します。
記

1	後援・共催の別 (□を■する)	山口市教育委員会の名義使用 (□ 後援 □ 共催)		
2	事業の名称			
3	事業の趣旨・目的 (別添可)			
4	期 日			
5	会 場		対象人数	人
6	他の後援・共催 (申請中は()書き)	後援:	共催:	
7	過去の後援及び共催の実績			
8	入場料等の有無 (□を■する)	□ 無 □ 有 (金額: 円) <u>「有」の場合: 費用徴収の目的</u> a 入場料 b 参加料 c 物品販売 () d その他 ()		
9	添付書類 (添付の場合 □を■する)	□開催要領、実施要項等(内容など詳細にわかるもの) □収支予算書 □募集案内 □過去の活動状況の資料等 □施設利用許可証の写し □その他 ()		

様式第2号（第6条関係）

後援又は共催名義使用承諾通知書

第 号
年 月 日

様

山口市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のあった後援又は共催名義使用については、下記のとおり承諾しますので通知（山口市教育委員会後援及び共催に係る事務取扱要綱第6条の規定により）します。

記

- 1 名義の名称
「山口市教育委員会」
- 2 事業の概要
【事業名】
【日 時】
【場 所】
- 3 附帯条件
 - (1) 申込当時の事業計画等に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
 - (3) 省エネルギー、リサイクルの推進等環境への配慮を行うこと。
 - (4) 事業実施7日前までに、後援名義が明記されたパンフレット等を 部、課 まで提出すること。
 - (5) 事業終了後は、速やかにその結果について事業実績報告書（様式第4号）を提出すること。
- 4 その他
次の事項に該当する場合は、承諾を取消す場合があります。
 - (1) 当該申請内容又は企画書等の添付資料等に虚偽の事項があったとき。
 - (2) 承諾の決定後に山口市教育委員会後援及び共催に係る事務取扱要綱第3条第2項の規定に該当することが明らかになったとき。
 - (3) 附帯条件に従わなかったとき。

様式第3号（第6条関係）

後援又は共催名義使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

山口市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のあった後援又は共催名義使用については、下記の理由により承諾できませんので通知（山口市教育委員会後援及び共催に係る事務取扱要綱第6条の規定により）します。

記

○不承諾理由

様式第4号（第7条関係）

事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 山口市教育委員会教育長

報告者【主催者が複数の場合は、代表が申請してください。】

主催者	住所又は所在地	
	団体名	
	代表者肩書	
	代表者氏名	
担当者	郵便番号	
	住所又は所在地	
	氏名	
	電話番号	

※【担当者欄は、報告に係る連絡先としてください。】

年 月 日付け 第 号で山口市教育委員会の後援又は共催
名義使用承諾を受けた事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1	事業の名称		
2	実施期日		
3	会場	参加者数	人
4	事業の成果		
5	他の後援・共催	後援： 共催：	
6	添付書類 （添付の場合 □を■する）	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> その他 〔 〕	

様式第5号（第8条関係）

後援又は共催名義使用承諾取消通知書

第 号
年 月 日

様

山口市教育委員会
教育長

年 月 日付け 第 号で承諾したことについて、下記の理由により承諾を取り消すので通知（山口市教育委員会後援及び共催に係る事務取扱要綱第8条の規定により）します。

記

○承諾取消理由